

上水道未給水区域等における物価高騰対応支援給付金 についてお知らせ

上水道未給水区域等における物価高騰対応支援給付金とは？

物価等の高騰により、さらなる影響を受けている市民生活を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用し、水道基本料免除事業に合わせて、上水道未給水区域や上水道未利用の世帯・事業者（法人又は個人事業者）を対象として、4期分の水道基本料金相当を給付するものです。

支給額 1の所在地につき **11,200円**

対象者

- ①呉市内に住所を有し、呉市との給水契約がなく、井戸水または山水などを生活用水として利用している世帯主
- ②呉市内に事業所を有し、呉市との給水契約がなく、井戸水または山水などを利用している事業者（法人又は個人事業者）

※同一の住所地等において対象者が複数ある場合は代表者のみ対象です。

※対象と思われる候補者には、5月上旬から下旬にかけて案内文を発送します。

申請について

対象と思われる候補者には、5月上旬から下旬にかけて案内文を発送します。

必要書類

- ①申請書
- ②本人確認書類（コピー）
- ③振込先口座確認書類（コピー）

申請期限

令和9年2月28日（日）

※窓口への提出の場合は、
2月26日（金）まで

▶ 詳しくは、呉市ホームページをご確認ください。

【問い合わせ先】

〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号 呉市役所2階 地域協働課
TEL : 0823-25-3501 MAIL : tiiki@city.kure.lg.jp